

## ○学位プログラム教育会議細則

〔平成24年2月3日〕  
法人細則第1号  
改正 平成24年法人細則第8号  
平成28年法人細則第32号  
令和元年法人細則第22号

### 学位プログラム教育会議細則

#### (趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2第2項の規定に基づき、グローバル教育院に置く学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 当該学位プログラムを円滑に運営するため、学位プログラム教育会議（以下「教育会議」という。）を置く。

#### (組織)

第3条 教育会議は、当該学位プログラムを担当する大学教員及び教育系職員（非常勤職員を除く。）で組織する。

#### (審議事項)

第4条 教育会議は、当該学位プログラムに関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該学位プログラムリーダーの候補者の選考に関する事項
- (2) 当該学位プログラムの運営等に関する法人細則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 学生の入退学等身分異動に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 課程の修了及び学位に関する事項
- (6) 非常勤講師の審査に関する事項
- (7) 研究指導担当及び授業担当の認定に関する事項
- (8) 学生の支援、表彰及び懲戒処分の発議に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 施設の管理に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) その他当該学位プログラムの運営に関し学位プログラムリーダーが必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項の審議については、第8条に規定する運営委員会に付託することができる。

#### (議長)

第5条 教育会議に議長を置き、学位プログラムリーダーをもって充てる。

2 議長は、教育会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ学位プログラムリーダーの指名する大学教員がその職

務を代行する。

(議事)

第6条 教育会議は、過半数の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教育会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、教育会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第8条 教育会議の円滑な運営を図るために、教育会議に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 教育会議に関する事務は、関連する部課室、エリア支援室等の協力を得て、教育推進部教育機構支援課が行う。

(雑則)

第10条 この法人細則に定めるもののほか、教育会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成24年2月3日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則 (平24.3.29法人細則8号)

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平28.12.15法人細則32号)

この法人細則は、平成28年12月15日から施行し、改正後の学位プログラム教育会議細則規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (令元.12.26法人細則22号)

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。